

**質疑(宮副委員長)** おはようございます。県民連合の宮 政利でございます。我が会派でまだ触れていなかった分野、環境、福祉、それから新しい時代の県のあるべき姿等々につきまして、質問させていただきます。

最初の質問は、昨年12月の定例会で同僚の高橋議員がお尋ねいたしました大規模林道大朝鹿野線戸河内 - 吉和区間について、環境局長にお伺いいたします。

昨年12月定例会で、環境局長は平成2年、広島県自然環境保全審議会の公園部会に対し、県が林道の全体計画を説明したと答弁されています。しかし、この審議会が開かれた数年後の平成15年3月には、日本生態学会が林道事業の中止と同地域の溪畔林を保全するように、異例の総会決議を行ったことは御存じのとおりでございます。

さきの3月2日、衆議院予算委員会第6分科会で広島2区選出の松本議員が地元の課題ということで質問いたしまして、環境省の小沢大臣官房審議官が答弁されました。その答弁趣旨は、広島県が環境保全のために自然公園法上の特別保護地区の指定によって保全すべき環境であると判断すれば、西中国山地国定公園計画の変更が可能であり、その前提には広島県の申し出が必要であるというものでした。つまり、現地の判断を優先させようという考えが述べられたわけであります。

そこで、同地域には環境省及び広島県レッドデータブックに掲載されている希少かつ貴重な植生があることを踏まえ、特別保護地区の指定にふさわしいかどうか、独自に調査する必要があると考えますが、環境局長の見解を伺います。

**答弁(環境局長)** 大規模林道大朝鹿野線戸河内 - 吉和区間の細見谷の溪畔林一帯は、西中国山地国定公園の第2種特別地域として区分され、国有林の林業経営との調整を図りながら、すぐれた自然の風景地の保護を図っているところでございます。当地域は引き続き風景地の保護を図っていく地域と認識いたしておりますけれども、現在、事業者であります緑資源機構が環境調査を実施していることから、県といたしましては、今後、この調査の結果を踏まえ、地元廿日市市や土地の所有者である国とも調整を図りながら、特別保護地区の指定の前提となります公園計画見直し調査の必要性について検討してまいりたいと考えております。

**質疑(宮副委員長)** ちょっと人ごとのような感じがしなくもありませんが、次に行きます。

広島県内にある貴重な環境でございますので、その点をお忘れなきようお願いいたします。昨年12月の本会議で環境局長は、自然公園法に基づく行為の許可申請には基準に基づいて適正に対応すると答弁されております。この適正な対応と、先ほど言われました答弁とあわせて、特別保護地区とするための前提となる公園計画の変更の申し出に当たって、広島県が既に持っている広島県環境審議会の自然環境部会は、いかなる役割を持ち合わせているのでしょうか。

また、平成2年に全体計画の説明を受けた後、審議会の部会意見はこれまでどのように扱われてきたのか、環境局長の説明をお願いします。

**答弁(環境局長)** 広島県環境審議会は、公園計画及び公園事業の決定・変更など自然環境の保全に関する重要事項につきまして、知事の諮問に応じて調査・審議する機関でございます。したがって、特別保護地区の指定の前提となります公園計画の変更につきましては、審議会にお諮りすることとなりますけれども、公園内における工作物の設置などの許可につきましては、審議会の所掌事項とはなっておりません。

ただ、この大規模林道は国定公園を縦断することから、全体計画を平成2年当時の審議会の自然公園部会に説明しております。その際、専門家である委員から出された意見は事業者にもお伝えしており、その意見は事業計画に反映していただいているものと考えております。

**質疑(宮副委員長)** 先ほど環境調査ということもありましたが、緑資源公団は、実は地質調査を先ごろ発表されております。次に農林水産部長にお尋ねしたいと思いますが、この林道がもし開設されましたら、その後の維持管理経費は地元で100%負担になります。これは全国の類似例から見ましても、かなり巨額になることが想定できます。

緑資源公団は、今週17日に、ためらっておりました地質調査の結果について公表いたしました。私も早速見させていただきましたが、それによると、この調査は半年間にわたって、1.72km<sup>2</sup>の地表調査、それから11カ所でボーリング調査を行っております。その結果を見ますと、ルート上に表層崩壊が76カ所、土石流の危険11カ所、さらに表層崩壊が沿っているリニアメントの伸長方向が、細見谷地域の断層方向と一致していることが報告されておりました。

さらに、17区間の評価のまとめを見てみますと、切り面の縮減と防護工の追加が必要と指摘しているものが10カ所、地下水対策の追加4カ所、道路線形と構造物の見直しについて5カ所指摘いたしておいて、17区間のうち、問題なしとなっているのはわずか1区間だけ、このような調査報告になっているようであります。

また、平成12年度の国の再評価結果では、林業振興面などで一定の評価がされた上で、事業の実施に当たっては溪畔林部分について環境に配慮せよとされたところでありますが、地域振興上のメリットと開設後の財政負担、つまり本事業の後年度負担も含めた費用対効果について、農林水産部長の御見解を伺います。

**答弁(農林水産部長)** 戸河内 - 吉和区間は太田川上流域における基幹的な林道として、6万7,000名余りの早期完成を求める署名が国等に提出されております。また、廿日市市において合併後も継承すべき事業と位置づけられるなど、地元要望の強い路線でございます。この路線は森林の整備・保全を図る上で重要な役割を持つとともに、森林レクリエーションを通じた都市との交流促進や、地元の特産品であるワサビ栽培の振興など地域の活性化にも貢献するものと考えております。

後年度負担を含む費用対効果につきましては、今後、事業者である緑資源機構にお

いて、事業着手時までには公表される予定と聞いておりますが、県としても環境保全に配慮し、適切に事業が実施されるよう、引き続き緑資源機構へ要請してまいりたいと考えております。

なお、溪畔林区間の地形は緩やかなものであり、その他の区間においても地形の大幅な改変はされないということから、維持管理を行うこととなる廿日市市においても、通年の予算の範囲内で維持管理は可能であるとの見解が示されております。

**意見・質疑(宮副委員長)** ワサビ田はここ2年間は出荷をされていないそうでございます。雨が降ったら田ごと流れたという状況もあるそうでございますので、私はそういうところに地域振興のメリットが本当にあるのかと、大いに疑問を呈しておきたいと思っております。